

# 公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年3月5日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役 理事

## 記

1. 公示件名：ウクライナ国農業生産物バリューチェーン強化情報収集・確認調査（ファスト・トラック制度適用案件）（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：  
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：  
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

# 企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業務名称：ウクライナ国農業生産物バリューチェーン強化情報収集・確認調査（ファスト・トラック制度適用案件）  
(QCBS-ランプサム型)

調達管理番号：24a01050

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年3月5日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：ウクライナ国農業生産物バリューチェーン強化情報収集・確認調査（ファスト・トラック制度適用案件）（QCBS-ランプサム型）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください<sup>1</sup>。（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2025年4月～2026年2月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

## 2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

経済開発部 農業・農村開発第二グループ 農業・農村開発第五チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

---

<sup>1</sup> 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年 3月 11日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2025年 3月 10日 12時まで
3	質問への回答	2025年 3月 12日まで
4	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2025年 3月 19日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
7	見積書の開封	2025年 3月 27日 10時
8	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日まで
9	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで （申込先： <a href="https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM">https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM</a> ） ※2023年7月公示から変更となりました。

### 3. 競争参加資格

#### （1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

#### （2）利益相反の排除

特定の排除者はありません

#### （3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としません。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

#### 4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

[https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

提供資料：

- ・ 第 3 章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

#### 5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記 2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/h214ricMD1>

注 1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしていません。

(2) 回答方法

上記 2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

#### 6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記 2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

[https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

#### 1) プロポーザル

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

#### 2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2.（3）日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

#### 3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4.（4）に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4.（3）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定したPDFファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4.（4）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

#### (3) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書・別見積書
- 2) 別提案書（第3章4.（3）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

#### (4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。  
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

## 7. 契約交渉権者の決定方法

### (1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

### (2) 評価方法

#### 1) 技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.(3)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります）。なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### 2) 評価配点表以外の加点

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

##### ① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

#### 3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.（2）に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8/N）×100点

\*最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

#### 4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80：20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を

それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

#### (3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記2.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

#### (4) 契約交渉権者の決定方法

1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

## 8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

## 9. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 調査の背景・経緯

- (1) 当該国における農業セクター／ウクライナの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

ウクライナでは農業が、2022年のロシアによる侵略以前は、同国のGDPの11%、労働人口の約20%、総輸出の約40%を占め、重要な経済的役割を担っていた。同侵略開始後もその重要性は変わらず、ウクライナ国家復興計画（2022年7月策定）で示された15の国家プログラムの一つに農業セクターを含む「付加価値経済セクターの成長」が掲げられており、ウクライナの経済復興には農業セクターの回復と発展が欠かせない。

ウクライナでは94%の野菜、同82%の果物が小規模農家によって生産されている<sup>3</sup>。例えば近年、ウクライナからベリー類の輸出が増加<sup>4</sup>しているが、ベリー類の生産者も74%以上が小規模農家と報告されており<sup>5</sup>、小規模農家にとって園芸作物は重要な収入源となるポテンシャルがある。小規模農家においては、露地偏重による生産性の低さ、異常気象への脆弱性、ロシア侵略等による各種投入コストの上昇、貯蔵施設、加工施設、灌漑設備の不足、人口流出による労働力不足と国内市場の縮小等、フードバリューチェーン（以下、FVC）を構成する各要素において様々な課題や変化に直面している。

<sup>3</sup>

<https://www.agroberichtenbuitenland.nl/binaries/agroberichtenbuitenland/documenten/publicaties/2024/12/1/overview-of-fresh-fv-market-and-policy-framework/Report+KSE+Fruit+and+Vegetables+EU+and+Ukraine.pdf>

<sup>4</sup> FAO STAT (<https://www.fao.org/faostat/en/#home>)の情報を基に JICA 作成。

<sup>5</sup> <https://kse.ua/wp-content/uploads/2021/02/KSE-Smallholders.pdf>

また、広大な土地を有するウクライナだが、牛乳生産は日本と同等の750万トン弱<sup>6</sup>であり、飼料の入手の容易さや土地の広さを踏まえると更なるポテンシャルが伺える。また、同国では学校給食改革の一環として、学生の栄養改善の観点から牛乳供給の強化が検討されていること。一方で世界的な課題である飼料の高騰に伴う乳牛の頭数減（2024年2月時点、昨対比7.3%減）やエネルギー価格の高騰に伴うコールドチェーン維持の課題はウクライナにおいても顕著である。

本調査は、同国の5種の作物（ジャガイモ、トマト、キャベツ、ブルーベリー、ストロベリー）及び牛乳のFVC各工程における基礎情報を収集・分析する。調査に当たってはJICAの既存案件との連携を念頭に小規模農家の生産物を念頭に置いたFVCに重点を置くが、同国のFVC構造の全体像を把握するため小規模農家以外のFVCも調査対象とする。また、課題解決のための技術を検討するが、日本技術の導入の可能性も確認する。

## （2） 農業セクター／ウクライナに対する我が国及びJICAの協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

JICAはこれまで日本政府の方針に基づき、ウクライナ及び周辺国支援として3つの柱（①ウクライナの国家基盤を支える協力、②地域安定化のための周辺国・ウクライナ避難民への協力、③復旧・復興の支援）を掲げ、また③復旧・復興の準備の中では4つの優先課題（「本格的な復旧・復興に向けた基盤整備」、「避難民の帰還に資する生活再建」、「雇用創出につながる農業・産業振興・輸出促進」、「民主主義支援・ガバナンス強化」）を軸に協力を展開しており、本調査はその中でも「雇用創出につながる農業・産業振興・輸出促進」に合致している。

同優先課題の下、JICAはこれまで緊急支援として種子を配布した他、実施済みの「農業分野におけるウクライナ復旧・復興支援に向けた情報収集・確認調査」並びに実施中の無償資金協力「ウクライナ国緊急復旧計画フェーズ1および2」と基礎情報収集・確認調査「農業生産基盤回復情報収集・確認調査」を通じて、農業機材の供与、ウクライナの省庁関係者の本邦招聘、ウクライナでの農家への研修（対面・オンライン）を実施した。また、2024年8月から「女性農家の包摂性強化を含む小規模園芸農業振興プロジェクト」を実施している。同プロジェクトでは、小規模園芸農業の

<sup>6</sup> [https://www.alic.go.jp/joho-c/joho05\\_003564.html](https://www.alic.go.jp/joho-c/joho05_003564.html)、2025年2月18日アクセス

初心者、初級者のうち特に女性や社会的弱者の営農能力の向上のための研修（職業訓練）プログラムを策定することを通じて同国農業の発展や農家の生計向上を目指している。同プロジェクトでは、本調査で扱う5つの作物（ジャガイモ、トマト、キャベツ、ブルーベリー、ストベリー）を扱う。本調査の結果は当該プロジェクトにおけるマーケティングや高付加価値化の施策検討に必要な情報の一部となることが期待される。

### （3）他の援助機関の対応

世界銀行は、Rapid Damage and Needs Assessment (RDNA2)<sup>7</sup>を通じ、ウクライナの復旧・復興に係る費用は今後10年間で4,110億ドルと試算した。この調査結果を受け、世銀はウクライナ支援基金である「Ukraine Relief, Recovery, Reconstruction and Reform Trust Fund (URTF)」を立ち上げ、日本政府を含む14ヶ国から合計380億米ドル以上の拠出金を動員した。またURTFのうち、農業に関する基金として「Ukraine Agriculture Recovery Inclusive Support Emergency Project (ARISE)」が2023年11月に立ち上がった。ARISEでは農家向けの5億米ドルの譲許的融資プログラム、State Agrarian Resisterを通じた小規模農家への2億米ドルの助成金プログラムを含み、2023年12月より申請を受け付けている。また世銀は2022年以前から実施してきた「Accelerating Private Investments in Ukraine Agriculture Program」の内容を2023年に見直し、1.32億米ドルの農業セクター向けの緊急基金（2023-2024年）として、他ドナーとの連携も進めている。

USAIDは、2022年7月にウクライナ向け基金「Agriculture Resilience Initiative - Ukraine (AGRI - Ukraine)」を立ち上げ、米民間企業も対象として拠出金を集めた。USAID自身は3.5億米ドルを拠出し、全体で8.5億米ドルの動員を目指しており、これまでの活動として、小中規模農家に対する種子や肥料の供与、水利組合の立ち上げ支援、融資等を実施した。ただし、2025年2月14日時点において、米国での政権交代の結果、USAIDはウクライナでの活動を停止している。

国際連合世界食糧計画（WFP）は、教育科学省と協力して学校給食プログラムを実施中。同プログラムは、ウクライナ大統領夫人、オレナ・ゼレンスカ氏が推進する学校給食改革の一環として2022年にキエフ州の58校で始まり、フランス政府及び民間

<sup>7</sup> <https://ukraine.un.org/en/224376-ukraine-rapid-damage-and-needs-assessment>

資金を活用し、現在は全国 673 の学校で毎日温かい食事を提供するための費用のうち 30%を支援。2023-2024 年度には約 9 万人の小学生に 560 万食の給食を提供した<sup>8</sup>。

その他、2022 年 2 月のロシアによるウクライナ侵略後に開始された主な支援は以下のとおり。

- FAO「Emergency Food Security and Livelihoods Assistance to Conflict Affected Households in Ukraine」(2022-2023 年、0.15 百万米ドル)  
ドネツク州の小規模農家を対象に、種子、飼料の供与、小規模農業インフラ(灌漑、倉庫等)を改修するための費用補助を行うもの。
- EU/世銀「Strengthening the Partial Credit Guarantee (PCG) Fund for Small Farmers in Ukraine」(2023-2026 年、13 百万米ドル)  
PCG 基金の立ち上げ及び実施支援をするもの。
- ドイツ政府/FAO「Increasing Export Capacity at Izmail Port Phytosanitary and Veterinary Laboratories Border Facility in Ukraine through Raising Testing and Certification Capacity for Crop and Livestock Commodities to International Standards」(2022-2023 年、0.5 百万ユーロ)  
ウクライナの食料輸出入を強化するため、ルーマニアとの国境であるオデーサ州 Izmail の検疫所を強化するもの。
- ドイツ政府/FAO「Emergency livelihood and energy assistance for vulnerable farmers and small/medium-scale agro-processing industries in newly accessible and other conflict-affected areas of Ukraine」(2023 年、9.3 百万米ドル) 家族経営の畜産農家に対し、必要資材や発電機を供与するもの。

## 第 2 条 調査の目的と範囲

本調査は、ウクライナの 5 種の作物(ジャガイモ、トマト、キャベツ、ブルーベリー、ストロベリー)及び牛乳の FVC 各工程における基礎情報を収集・分析し、小規模農家にとっての課題を明らかにし、日本の技術の適用可能性と JICA の既存の案件への相乗効果も勘案し必要な対策を提案することを目的とする。

---

<sup>8</sup> <https://www.wfp.org/news/wfp-supported-more-5-million-meals-ukrainian-schoolchildren-2023-2024-school-year>

### 第3条 調査実施の留意事項

#### (1) ウクライナ側関係者への丁寧な説明と関係構築

本調査では、ウクライナ農業政策・食料省を主要な調査協力機関とするが、調査の実施に当たっては同省に調査計画等を説明すると共に、それぞれの調査の途中経過や結論を共有することとする。

#### (2) コンサルタントの現地渡航の制約とローカルリソースの活用

JICA 事業でのウクライナへの渡航が解禁されたものの、安全対策や受入体制を勘案し、現地渡航の回数を制限する<sup>9</sup>。現時点において、ウクライナ1回3名、ポーランド1回3名、うち1名はウクライナとポーランドに連続して渡航することを想定している<sup>10</sup>。

本案件実施に当たっては、現地リソースの活用を基本とすることを想定している（ただし、ウクライナ人や他のリソースを活用する際も、邦人、第三国からの渡航と同様に安全配慮を行うこと<sup>11</sup>。）

戦時下のウクライナに対して、JICA はこれまでも遠隔での活動による支援を実施してきたが、完全な遠隔調査は質の担保が課題となることが分かっている。品質管理のため、クロスチェックの実施、他ドナーの協力・調査結果の確認、近隣国での類似例の調査等を行うこととする<sup>12</sup>。

#### (3) 農林水産省との連携

本邦農林水産省は、本案件とは別途、日本の技術を活用したウクライナ農業セクターへの貢献策を実施・検討している。JICA は、農林水産省と意見交換をして必要な連携や分担を検討し、その情報が受注者に伝わるように努める。受注者は、複数の調査・検討が同時並行で実施されることによってウクライナ側に誤解や混乱を生じさせないように、ウクライナ側への適切な情報提供に努める。

<sup>9</sup> 渡航の時期・タイミングについては契約前に合意する必要があります。

<sup>10</sup> 積算上の想定であり、これによらない場合には提案をお願いいたします。ただし、ウクライナへの渡航は1回当たり3名、最長でも現地滞在1週間を上限とします。

<sup>11</sup> 現地政府関係者を含む現地リソースに対しても安全配慮が必要となる（その対象により配慮のレベルは異なる）ことから、同安全配慮の全般的な方針と同実施方法について提案してください

<sup>12</sup> これらの調査も大部分は現地リソースを活用することとなるため、活動と成果品の質の確保が課題となる。現地リソース活用についての全体方針と品質管理方法について提案してください。

#### (4) 開発パートナーとの連携

ウクライナの農業セクターは世界的に関心が高く、すでに多くの開発パートナーによる協力が計画・実施されている。例えば学校給食についても WFP による協力が行われている他、FVC についても調査・投資等が進んでいる。調査の実施にあたっては、他ドナー、JICA、日本政府の動きを整理し、他機関との協力のすみ分けや、潜在的な連携相手を見極めたうえで JICA の出口戦略を検討し、報告書を作成することとする。

なお、JICA は、2024 年 6 月 17 日に米国開発庁 (USAID) とウクライナ農業分野への支援に関する覚書を締結した。USAID は本公示時点で今後の進展が不透明であるが、引き続きウクライナ支援を行う場合は重点的に今後の協力方針を確認し、連携について慎重に検討することとする。

#### (5) 女性や社会的弱者へ配慮した調査の実施

ウクライナでは、紛争の影響により女性が農業セクターで担う役割が大きくなっており、女性の負担に配慮しつつも、女性が農業セクターで活躍することができるための支援が必要となっている。従って、本案件で実施する調査について、特に女性のニーズを把握するため、可能なかぎり男女別のデータを収集する。

#### (6) 事前デスクトップ調査結果の共有

本調査を行う前に、JICA は 5 種の作物 (ジャガイモ、トマト、キャベツ、ブルーベリー、ストロベリー) 及び牛乳の生産状況や、輸出入の情報、加工に関する情報などのデスクトップ調査を行った。クロスチェックを行っていないため調査精度は保証できないが、参考資料として配布するため、同資料からボトルネックの推測や調査方針の絞り込みをしてプロポーザルを作成すること。

#### (7) 既存案件への活用

上記第 1 条 (2) のとおり、JICA は 2024 年 8 月から「女性農家の包摂性強化を含む小規模園芸農業振興プロジェクト」を実施している。本調査の結果は同プロジェクトでの活用が期待されることから、調査に当たっては同プロジェクトの動きと連携の在り方には特に留意して対応すること<sup>13</sup>。

---

<sup>13</sup> 本調査結果の「女性農家の包摂性強化を含む小規模園芸農業振興プロジェクト」への活用方法について想定を示し、そのために必要とされる調査項目を具体的に提案してください。

## 第4条 調査の内容

### (1) 既存資料の確認

ウクライナ国「農業分野におけるウクライナ復旧・復興支援に向けた情報収集・確認調査」及び配布資料「ウクライナの園芸作物と牛乳生産 机上調査」等の既存資料から、本調査に関連する基本情報を収集・整理し、本体調査の効率的な実施に向け準備する。

### (2) 対象生産物のFVC調査

ウクライナにおける①5種の作物（ジャガイモ、トマト、キャベツ、ブルーベリー、ストロベリー）と②牛乳（以下、①と②を合わせて対象生産物）について、FVCの課題を特定し、生産者や経済にとってよりインパクトの大きいFVCとするための対策を提案する。調査に当たり、FVCの各工程における必要経費、付加価値、ロス、資金の流れ等を明らかにしたうえで、付加価値が不十分な工程や日本技術による改善が見込まれる工程を特定する。JICAが着目する調査・分析ポイントを以下に挙げるが、コンサルタント側も調査過程で重点的に調査・分析が必要なポイントを特定し、JICAに提案・相談しながら適宜調査計画を見直すこととする。

- FVC（例：生産、収穫、集荷、運搬、一時貯蔵、加工、流通、消費）の各段階において、コストと付加価値を測る。その際に、小規模生産者とそれ以外生産者による違いを明らかとする。
- 小規模生産者の収入増に繋がりやすい改善点の特定と、改善のための技術や資機材を特定する（例：優良種子の導入、輸出のための農薬規制の順守、等）。特に資機材についてはコスト削減も視野に入れる。
- ウクライナにおける対象生産物の輸出入も含んだサプライチェーンを調査する。流通量、金額、取引先を確認し、国内産の優位性を分析する。
- 統計データ等から対象生産物の地域ごとの生産と消費の概要を確認し、各対象生産物の扱い量の大きい地域を特定する。更にその地域の中で特徴の異なる複数の都市を選定し、ヒアリング調査によってデータ補完する。その際に各地域の食文化当を背景とした消費型（生鮮または特定の加工品）や消費者特性（販売チャネル、都市部と農村部での入手方法の違い、市場価格帯、等）を特定し、可能な範囲で新しい食べ方とそれに対応する新しいFVCの可能性も検討する。なお、現在の国内消費のうち一定の割合が軍関係者によるものと推察される。現在の消費トレンドに加え、終戦後の人口動態予測など

を基に今後の国内消費のトレンド推移を予測し、各生産物のポテンシャルを分析する。

- 戦争により人口減少が著しく、それに起因して労働者不足と消費者の減少を引き起こしている。戦争終結後も国外難民や除隊兵士が国内に戻らない可能性が示唆されており、労働人口不足の解消も重要となる。FVCの中で発生する雇用機会と労働人口のギャップを確認しつつ、その課題を解決する策（政府の方針やDXなど）を検討する。
- 生産から加工までに発生する作物別の損失状況を把握する。FAOの損失データ（主にトマト、牛乳）は予想より大幅に低いため、損失データの精度確認と損失の原因分析を行う（例：倉庫の数、稼働状況及び設備環境、輸送の制限、等）。なお、牛乳については特にコールドチェーンの評価が重要であり保冷設備の数量、使用電力量、利用可能な電力量などのデータを分析することが望まれる。
- 食品加工の可能性を調査するため、対象生産物の加工品の生産、輸出、輸入状況及び国内工場の生産能力のポテンシャルや加工品ビジネス拡大における課題や機会を分析する。
- 牛乳については大統領夫人イニシアチブにより学校給食への安定供給が提唱されている。牛乳バリューチェーンの全容とは別に、学校給食に関する現状確認し、その中で牛乳供給に関する現状と課題の課題を分析する。
- 国外消費の可能性確認のため、ウクライナと隣接するEUであるポーランドにおけるウクライナ製品の消費状況、EU製品やポーランド製品との比較、ポーランドから第三国への流通等を確認する。結果からEU等への輸出ポテンシャルを確認し、輸出拡大のためのボトルネックと対策を検討する。その際、EUにおける対象生産物への食品関連規制や関税に関する情報も整理する。

### （3）日本の技術の適用可能性及びJICAの支援方針への提言

ウクライナ政府の方針、他ドナーの支援とJICAの既存の案件への相乗効果を念頭に、上記1及び2の課題解決に対する日本の技術の適用可能性及び技術協力・資金協力案を提案する。提案の内容には、その案にするに至った背景と課題、課題解決のための具体的施策、その施策がFVCのどこに裨益するか、どのような波及効果が得られるか、想定されるC/P機関等を明らかにすること。検討の過程において、JICAと十分に協議し、最終化すること。

#### (4) 大規模経営者の課題

本調査で扱う対象生産物の生産主体は小規模農家と想定しているが、戦争によりその主体に変化も起きている。例えば牛乳については小規模農家による生産量が減り、大規模経営者の生産量が増えているとの情報がある。(1)(2)を調査する中で見えた、大規模経営者のFVCにおける役割や課題、日本の技術の適用可能性についても情報を収集の上、提案する。

#### (5) ドラフト・ファイナル・レポートの作成(2025年12月初旬)

調査・分析結果、方針案等をドラフト・ファイナル・レポートとして取りまとめ、内容をJICAに説明する。JICAと内容について協議し、協議結果、コメント等を反映する。なお、巻頭に報告書の要約を記載すること。

#### (6) 現地セミナーの開催

ドラフト・ファイナル・レポートを基に、現地で調査発表セミナーを開催する。時間は最長3時間程度で1回実施、現地会場とオンラインのハイブリッド開催とし、現地会場への参加者は50名程度、現時点において、本プロジェクトの調査対象者、現地農業省、他のJICAプロジェクト関係者<sup>14</sup>、ドナー機関、JICAウクライナ事務所、在ウクライナ日本大使館を想定する。また、本セミナーは日本側からの発信だけでなく、現地関係者から広くクロスチェック・インプットいただく場を想定しており、同セミナーで出された意見のうち重要なものについては、補完調査を行い、ファイナル・レポートに反映させる。

#### (7) 日本人向けセミナーの開催

ドラフト・ファイナル・レポートを基に、日本人向けのセミナーを開催する。このセミナーは日本の農水省や企業に向けて広く周知、オンラインで実施する予定であり、時間は最長3時間程度で1回実施。ウクライナの園芸農業と牛乳バリューチェーンの現状と課題について説明し、日本企業にとってウクライナ進出の検討材料となる情報を提供するものとする。なお、ウクライナ関係者の登壇とそれ

---

<sup>14</sup> 「女性農家の包摂性強化を含む小規模園芸農業振興プロジェクト」で関係のある農業大学や職業訓練校合計19校程度を想定。

に伴う通訳備上は想定しておらず、オンライン配信を行う会場は JICA 本部で、同会場設営は JICA が行うことを想定。

(6) ファイナル・レポートの作成 (2026 年 2 月上旬)

JICA との協議内容・コメントを踏まえたファイナル・レポートを提出する。なお、巻頭に報告書の要約を記載すること。

第 5 条 報告書等

本業務では報告書を以下の要領で作成する。

- 業務の各段階において作成・提出する報告書は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量 (部数) は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
インセプションレポート	契約締結後10営業日以内	日本語、ウクライナ語	電子データ	
インテリムレポート	2025年9月12日	日本語、ウクライナ語	電子データ	
ドラフト・ファイナル・レポート	2026年1月9日	日本語、ウクライナ語	電子データ	
ファイナル・レポート	2026年2月13日	日本語、ウクライナ語	CD-R	2

- 報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。
- ファイナル・レポートは、履行期限 3 ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

- ファイナル・レポートの目次案については別紙1を参照すること。

#### 第6条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

## 報告書目次案

## 第 1 章 調査の概要

- 1. 1 調査の背景
- 1. 2 目的
- 1. 3 調査の実施体制
- 1. 4 調査の行程、主要面談者
- 1. 5 調査の対象範囲

第 2 章 代表的農産物バリューチェーン<sup>15</sup>

- 2. 1 概要
- 2. 2 消費のウクライナ国内外トレンド・将来予測
- 2. 3 地域別バリューチェーン詳細分析<sup>16</sup>
- 2. 4 課題と機会

## 第 3 章 牛乳バリューチェーン

- 3. 1 概要
- 3. 2 消費のウクライナ国内外トレンド・将来予測
- 3. 3 地域別バリューチェーン詳細分析<sup>17</sup>
- 3. 4 課題と機会

第 4 章 日本、EU、その他のドナー及び企業の動向<sup>18</sup>

- 4. 1 JICA
- 4. 2 日本（JICA 以外）
- 4. 3 EU
- 4. 4 その他

## 第 5 章 提案事項

---

<sup>15</sup> ジャガイモ、トマト、キャベツ、ブルーベリー、ストロベリーについて記述ください。

<sup>16</sup> ジャガイモ、トマト、キャベツ、ブルーベリー、ストロベリーに関して、地域別に、各々バリューチェーンの工程（例：生産、収穫後処理・品質管理、運搬、加工、マーケティング・販売、消費・輸出）を分析してください。

<sup>17</sup> 牛乳に関して、地域別に、各々バリューチェーンの工程（例：飼育、搾乳、収集・運搬、処理、加工、マーケティング・販売、運搬、消費・輸出）を分析してください。

<sup>18</sup> 主な二国・他国間ドナーや NGO のみならず、企業による活動について関連性の高いものを記載ください。

**プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項  
(プロポーザルの重要な評価部分)**

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積りに含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積りとしてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	現地リソースを活用した調査実施体制とその工夫	第3条 調査実施の留意事項 (2) コンサルタントの現地渡航の制約とローカルリソースの活用
2	本調査結果の「女性農家の包摂性強化を含む小規模園芸農業振興プロジェクト」への活用方法について想定を示し、そのために必要とされる調査項目を具体的に提案してください。	第3条 調査実施の留意事項 (7) 既存案件への活用
3	対象作物及び牛乳においてJICAが事前調査した内容を踏まえ、プロポーザル提出時点で考えられる論点	第4条 調査の内容 (2) 対象生産物のFVC調査

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務： FVC やマーケット調査

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、14 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4-3 の「要員計画」は不要です）。

##### 4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式 4-4）

##### 5) 現地業務に必要な資機材

##### 6) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

##### 7) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・ 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

## 2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

### 【業務主任者／〇〇 格付の目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域：ウクライナ国及び市場経済移行国、若しくはトルコを含む中東欧州地域
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

## 2. 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

本業務は2025年4月に開始し、現地調査は2025年12月までに完了することを想定する。2026年1月にウクライナ国内で調査結果のセミナーを行い、そこで出された重要意見を再検討し、結果を最終報告書にも反映させる。

また本業務は基本的に遠隔で実施するが、ウクライナに1回、ポーランドに1回渡航することを想定している。具体的な渡航時期については提案を求めますが、安全管理上の理由により提案通りの渡航ができない可能性があることに留意すること。

### (2) 業務量目途

#### 1) 業務量の目途

約15.29人月

業務従事者構成の検討に当たっては、サプライチェーン、牛乳バリューチェーン（コールドチェーン）の専門性を持つ従事者を含めること。

#### 2) 渡航回数を目途 延べ5回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

### (3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 対象作物5種類及び牛乳のFVCに関する調査

### (4) 配付資料／公開資料等

#### 1) 配付資料

- JICA 事業関係者のウクライナへの業務渡航について（方針）
- ウクライナ国「女性農家の包摂性強化を含む小規模園芸農業振興プロジェクト」事前評価表（案）
- ウクライナの園芸作物と牛乳生産 机上調査

#### 2) 公開資料

- 「ウクライナ国農業分野におけるウクライナ復旧・復興支援に向けた情報収集・確認調査（国内業務主体）」ファイナル・レポート  
(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000052562.html> )
- 対ウクライナ国別開発協力方針  
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000072652.pdf> )
- Ukraine Food Security and agricultural livelihoods assessment (December 2023)  
(<https://openknowledge.fao.org/server/api/core/bitstreams/3426334e-052c-4ee5-80ad-16f57a24af6c/content>)

### (5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	技術協力プロジェクトではないため、いわゆる「カウンターパート」は存在しませんが、農業省内にフォーカルポイント及び担当が配置される想定です。
2	通訳の配置（*語⇔*語）	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無

5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無 Wi-Fiが利用できるのはホテル等に 限られますので、念のためポータブルWi-Fi等を準備されることを勧め ます。

実施機関の職員の一部は英語可ですが、一般的には、コミュニケーションを取る際にウクライナ語が必須となります。また、現地傭人がウクライナ語通訳を必要とする場合には、その費用を計上してください。なお、受注者がウクライナに渡航する際のウクライナ語通訳は、JICAで負担するため計上不要です。

#### （6）安全管理

- 1）現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ウクライナ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

### 3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

### 4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

### (1) 報酬について

本件業務については、「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象としますので、月額報酬単価の上限額が加算されます。「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の「別添資料2：報酬単価」より、「紛争影響国・地域における報酬単価（月額上限額）」を参照してください。

### (2) 契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

### (3) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

#### **【上限額】**

**72,115,000円（税抜）**

※ 上記の金額は、下記（3）別見積としている項目、及び（4）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

**※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。**

(4) 別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(5) 定額計上について（該当する口にチェック）

**本案件は定額計上があります（15,700,000円（税抜））。**

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	戦争特約保険料		600,000円	ウクライナ渡航3名分 <sup>19</sup>	旅費 戦争特約保険料
2	特殊傭人国内旅費		100,000円	特殊傭人のウクライナ国内旅費	特殊傭人国内旅費

<sup>19</sup> 積算の目的上、ウクライナへの渡航は3名を想定しましたが、4名以上となる場合には、戦争特約料は人数に応じて定額計上額を増額する手続きを行います。

3	調査再委託		15,000,000 円	園芸作物5種類及び牛乳のFVCに関する調査費用	再委託費 現地再委託費
---	-------	--	-----------------	-------------------------	----------------

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

(9) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

(10) その他留意事項

- 1) 安全対策費、鉄道・車両費：JICA がポーランド空港到着からウクライナ滞在中を経てポーランド空港出発までの間の警護サービス・鉄道移動・車両の手配を行い、費用を JICA が負担します。（ポーランド国内では警護サービスは付きません）
- 2) それ以外の旅費：ウクライナ滞在中のホテル予約はウクライナ事務所が行いま

すが、宿泊費は JICA 事業関係者が支払ってください。宿泊料については、一律 100 ユーロ／泊として計上してください。また、ポーランドまでの往復の航空券、旅行保険（戦争特約付保）の手配、及び、ポーランド滞在中のホテル宿泊については、JICA 事業関係者で手配・支払いをお願いします。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(70)</b>	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	—	
イ) 作業計画	5	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(20)</b>	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u>	(—)	(8)
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 業務主任者等としての経験	—	2
ウ) 語学力	—	1
エ) その他学位、資格等	—	1
3) 業務管理体制	(—)	(4)